

## 蒲郡市工事請負契約保証事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市公共工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第4条に規定する契約の保証の事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(工事請負契約における契約の保証)

第2条 工事約款第4条に規定するとおり、工事請負契約における契約の保証については金銭的保証を原則とし、契約担当職員（予算担当課又は発注担当課の契約担当職員をいう。ただし、総務部契約検査課が入札を行う工事の場合は、当初契約を締結するまでについて原則として総務部契約検査課の契約担当職員をいう。以下同じ。）は、落札者に対し、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の表の左欄に掲げる契約の保証のいずれかを、工事請負契約締結時に付すことを求めるものとする。この場合において、工事約款第4条第1項第3号の「銀行、発注者が確実と認める金融機関」は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

保証等の種類	提出書類	工事約款該当条項
契約保証金の納付	領収証書の写し	第4条第1項第1号
銀行等の保証	銀行等が交付する銀行等の保証に係る保証書（以下「保証書」という。）	第4条第1項第3号
保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。	保証事業会社が交付する保証事業会社の保証に係る保証証書（以下「保証証書」という。）	第4条第1項第3号

以下同じ。)の保証		
公共工事履行保証証券による保証	保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券	第4条第1項第4号
履行保証保険契約の締結	保険会社が交付する履行保証保険に係る証券	第4条第1項第5号

- 2 前項の規定は、請負代金額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）が500万円以上の工事請負契約を対象とし、500万円未満の契約については、蒲郡市契約規則（昭和39年蒲郡市規則第11号。以下「規則」という。）第26条の規定に該当する場合に契約保証金の納付を免除する。
- 3 工事約款第4条第1項第2号の「契約保証金に代わる担保となる有価証券等」については、当分の間、取り扱わないものとする。
- 4 第1項に規定する保証証書、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険に係る証券（変更契約を行う際の変更契約書及び異動承認書を含む。）の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、保証事業会社又は保険会社が定め発注者が認めた措置を講ずること（以下「電磁的方法」という。）ができるものとする。

（工事請負契約締結時における取扱い）

第3条 落札決定後、契約担当職員は、契約保証手続を進めるために落札者に連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた落札者は、前条中の表の左欄に掲げる保証のうち、いずれかの保証を付すものとし、契約保証手続後、速やかに同表の中欄に掲げる提出書類を契約担当職員に提出するものとする。

- 2 契約保証金についての取扱いは、次のとおりとする。
  - (1) 落札者は、契約保証金提出書（第1号様式）を契約担当職員に提出する。この場合において、契約担当職員は、契約保証金が請負代金額の10分の1以上の額となっていることを確認するものとする。
  - (2) 契約担当職員は、落札者に歳入歳出外現金の納入通知書を交付するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿（契約保証金）（第2号様式の1）にその旨を記載するものとする。
  - (3) 落札者は、前号の納入通知書を添えて現金を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に提出し、納入

通知書兼領収証書を受け取った後、その写しを契約担当職員に提出する。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿（契約保証金）にその旨を記載するものとする。

- (4) 契約担当職員は、工事請負契約書の契約保証金欄に「要 契約保証金の納付」と記載し、請負契約を締結するものとする。
- (5) 契約担当職員は、契約保証金提出書及び納入通知書兼領収証書の写しを工事請負契約書とともに綴っておくものとする。

3 銀行等の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 落札者は、保証書を契約担当職員に提出する。
- (2) 契約担当職員は、落札者から前号の保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上受理し、契約保証金等受払簿（銀行等保証書）（第2号様式の2）に必要事項を記載するものとする。
  - ア 名宛人が発注者であること。
  - イ 保証人が銀行等であり、押印があること。
  - ウ 保証委託者が落札者であること。
  - エ 保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。
  - オ 保証債務の内容が、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。
  - カ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
  - キ 保証金額が契約保証金額以上であること。
  - ク 保証期間が工期を含むものであること。
  - ケ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6箇月以上確保されていること。

- (3) 契約担当職員は、工事請負契約書の契約保証金欄に「免除 金融機関の保証」と記載し、請負契約を締結するものとする。

- (4) 契約担当職員は、第1号の保証書を適正な方法により保管し、当該保証書の写しを工事請負契約書とともに綴っておくものとする。

4 保証事業会社の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 落札者は、保証証書を契約担当職員に提出する。
- (2) 契約担当職員は、落札者から前号の保証証書の提出を受けたときは、次に掲

げる事項等に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。

ア 名宛人が発注者であること。

イ 保証人が保証事業会社であり、電磁的方法による場合を除き、押印があること。

ウ 保証委託者が落札者であること。

エ 保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。

オ 保証債務の内容が、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

カ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

キ 保証金額が契約保証金額以上であること。

ク 保証期間が工期を含むものであること。

ケ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後 6 箇月以上確保されていること。

(3) 契約担当職員は、工事請負契約書の契約保証金欄に「免除 保証事業会社の保証」と記載し、請負契約を締結するものとする。

(4) 契約担当職員は、第 1 号の保証証書（電磁的方法による場合は、保証を証する電磁的記録又はその出力書面。以下同じ。）を工事請負契約書とともに綴り、又は保管しておくものとする。

5 公共工事履行保証証券についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 落札者は、公共工事履行保証証券に係る証券を契約担当職員に提出する。

(2) 契約担当職員は、落札者から前号の証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。

ア 債権者が発注者であること。

イ 保証人の記名押印があること。ただし、電磁的方法による場合を除く。

ウ 債務者が落札者であること。

エ 公共工事用保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。

オ 主契約の内容としての工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

カ 保証金額が請負代金額の 10 分の 1 以上であること。

キ 保証期間が工期を含むものであること。

(3) 契約担当職員は、工事請負契約書の契約保証金欄に「免除 公共工事履行保証証券」と記載し、請負契約を締結するものとする。

(4) 契約担当職員は、第1号の証券（電磁的方法による場合は、保証を証する電磁的記録又はその出力書面。以下同じ。）を工事請負契約書とともに綴り、又は保管しておくものとする。

6 履行保証保険についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 落札者は、履行保証保険に係る証券を契約担当職員に提出する。

(2) 契約担当職員は、落札者から前号の証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。

ア 被保険者が発注者であること。

イ 保険会社の記名押印があること。ただし、電磁的方法による場合を除く。

ウ 保険契約者が落札者であること。

エ 履行保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。

オ 契約の内容としての工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

カ 保険金額が請負代金額の10分の1以上であること。

キ 保険期間が工期を含むものであること。

(3) 契約担当職員は、工事請負契約書の契約保証金欄に「免除 履行保証保険」と記載し、請負契約を締結するものとする。

(4) 契約担当職員は、第1号の証券（電磁的方法による場合は、保証を証する電磁的記録又はその出力書面。以下同じ。）を工事請負契約書とともに綴り、又は保管しておくものとする。

（請負者の債務不履行による解除時の取扱い）

第4条 契約担当職員は、工事約款第43条又は第44条の規定により工事請負契約を解除する場合は、請負者に通知する請負契約解除通知書に、契約保証金又は担保をもって違約金に充当する旨等の記載をするものとする。ただし、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがある場合は、工事約款第51条第5項の規定により損害金を徴収して工事を完成させても差し支えない。

2 契約保証金についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 契約担当職員は、工事約款第43条又は第44条の規定により契約を解除した場合は、契約保証金を本市に帰属させる手続を執るものとする。
  - (2) 契約担当職員は、工事約款第51条第2項に規定する違約金の金額が、契約保証金の金額を超過している場合は、当該超過額を請負者から徴収するものとする。
- 3 銀行等又は保証事業会社の保証についての取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 契約担当職員は、工事約款第43条又は第44条の規定により契約を解除した場合は、銀行等又は保証事業会社に対し、請負者に通知した請負契約解除通知書の写しを提出して、保証金の請求手続を執るものとする。
  - (2) 契約担当職員は、工事約款第51条第2項に規定する違約金の金額が、前号により請求し、受領した保証金の金額を超過している場合は、当該超過額を請負者から徴収するものとする。
- 4 公共工事履行保証証券についての取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 契約担当職員は、工事約款第43条又は第44条の規定により契約を解除した場合は、保険会社に対し、保証金の請求手続を執るものとする。
  - (2) 契約担当職員は、工事約款第51条第2項に規定する違約金の金額が、前号により請求し、受領した保証金の金額を超過している場合は、当該超過額を請負者から徴収するものとする。
- 5 履行保証保険についての取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 契約担当職員は、工事約款第43条又は第44条の規定により契約を解除した場合は、保険会社に対し、保険金の請求手続を執るものとする。
  - (2) 契約担当職員は、工事約款第51条第2項に規定する違約金の金額が、前号により請求し、受領した保険金の金額を超過している場合は、当該超過額を請負者から徴収するものとする。

(工事完成時の取扱い)

第5条 契約担当職員は、工事約款第33条の規定により請負者から工事目的物の引渡しを受けたときは、契約保証金を還付し、又は保証書（銀行等が交付する変更契約書がある場合は、その変更契約書を含む。第3項において同じ。）を返還するものとする。ただし、保証証券（保証事業会社が交付する変更契約書がある場合は、その変更契約書を含む。）又は公共工事履行保証証券若しくは履行保証保険に係る証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）はそのまま工

事請負契約書とともに綴り、又は保管しておくものとする。

2 契約保証金についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、請負者に対し、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金払出請求書（第3号様式）の提出を求めるものとする。

(2) 契約担当職員は、請負者から契約保証金払出請求書の提出を受けたときは、当該請求書に記載の金額が工事請負契約書に係る保管金の金額と同一であること等に誤りがないかを確認の上、歳入歳出外現金の支出命令書を作成し、契約保証金払出請求書を添付して、会計管理者へ提出するとともに契約保証金等受払簿（契約保証金）に必要事項を記載するものとする。

(3) 会計管理者は、契約保証金を払い出す。

(4) 契約担当職員は、契約保証金払出請求書の写しを工事請負契約書とともに綴っておくものとする。

3 銀行等の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、直ちに保証書を請負者を經由して銀行等に返還するものとする。

(2) 保証書を請負者に交付する際には、保証書に係る受領書（第4号様式）を提出させ、工事請負契約書及び保証書の写しとともに綴っておくものとする。

（請負代金額の増額変更時の取扱い）

第6条 請負代金額の増額変更に伴う契約保証の増額請求は、変更後の請負代金額が、当初の契約金額の2倍以上になる場合に行うものとする。ただし、契約変更の時点で出来高により本市に損失を被ることがないことが明らかな場合は、この限りでない。

2 増額請求する場合の契約保証額は、変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更するものとし、契約担当職員は、契約保証手続に必要な書類を請負者に交付するものとする。

3 契約保証金についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、請負者に契約保証金提出書を提出させ、歳入歳出外現金の納入通知書を請負者に交付し、それにより契約保証金の増額分に相当する現金を指定金融機関等に納付することを求めるものとする。

(2) 以降の取扱いについては、第3条第2項第3号から第5号までに準ずるもの

とする。

- (3) 契約担当職員は、契約保証金の増額分に相当する金額の収入を確認の上、請負契約を変更し、契約保証金等受払簿（契約保証金）に必要事項を記載するものとする。

4 銀行等の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 契約担当職員は、保証金額の増額変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

- (2) 契約担当職員は、請負者から前号の変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更し、契約保証金等受払簿（銀行等保証書）に必要事項を記載するものとする。

ア 名宛人が発注者であること。

イ 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。

ウ 保証金額を変更する旨の記載があること。

エ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

オ 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

- (3) 契約担当職員は、請負契約の変更後、第1号の変更契約書を適正な方法により保管し、当該変更契約書の写しを工事請負契約書とともに綴っておくものとする。

5 保証事業会社の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 契約担当職員は、保証金額の増額変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の保証事業会社が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

- (2) 契約担当職員は、請負者から前号の変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。

ア 名宛人が発注者であること。

イ 保証人が、保証証書に記載された保証事業会社であり、電磁的方法による場合を除き、押印があること。

ウ 保証金額を変更する旨の記載があること。

エ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

と。

オ 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

- (3) 契約担当職員は、請負契約の変更後、第1号の変更契約書（電磁的方法による場合は、変更契約を証する電磁的記録又はその出力書面）を工事請負契約書とともに綴り、又は保管しておくものとする。

6 公共工事履行保証証券についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 契約担当職員は、保証金額の増額変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

- (2) 契約担当職員は、請負者から前号の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。

ア 債権者が発注者であること。

イ 保証人の記名押印があること。ただし、電磁的方法による場合を除く。

ウ 債務者が請負者であること。

エ 異動を承認する旨の記載があること。

オ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

カ 増額後の保証金額が変更後の請負代金額の10分の1以上であること。

キ 異動保証期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以後であること。

- (3) 契約担当職員は、請負契約の変更後、第1号の異動承認書（電磁的方法による場合は、異動承認を証する電磁的記録又はその出力書面。以下同じ。）を工事請負契約書とともに綴り、又は保管しておくものとする。

7 履行保証保険についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 契約担当職員は、保険金額の増額変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保険金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

- (2) 契約担当職員は、請負者から前号の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。

ア 被保険者が発注者であること。

イ 保険会社の記名押印があること。ただし、電磁的方法による場合を除く。

ウ 保険契約者が請負者であること。

- エ 異動を承認する旨の記載があること。
- オ 証券番号が履行保証保険に係る証券の証券番号と同一であること。
- カ 増額後の保険金額が変更後の請負代金額の10分の1以上であること。
- キ 異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以後であること。

- (3) 契約担当職員は、請負契約の変更後、第1号の異動承認書（電磁的方法による場合は、異動承認を証する電磁的記録又はその出力書面。）を工事請負契約書とともに綴り、又は保管しておくものとする。

（請負代金額の減額変更時の取扱い）

第7条 契約担当職員は、請負代金額の減額変更の工事請負契約を締結した場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、請負者から契約保証金の金額又は保証金額について、変更後の請負代金額の10分の1の金額以上に保たれる範囲で減額を希望する旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額又は保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保たれる範囲で請負者の希望する金額まで減額変更するものとする。ただし、履行保証保険の場合にあつては、保険金額の減額は行われないうこととなっているため、保険金額の減額変更は行わないものとする。

- 2 契約保証金についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 契約担当職員は、契約保証金の金額の減額変更を行おうとする場合は、請負者に対し、契約保証金の減額分につき契約保証金の返還を求める旨の契約保証金払出請求書の提出を求めるものとする。
- (2) 契約担当職員は、請負者から契約保証金払出請求書の提出を受けたときは、当該請求書に記載の金額が契約保証金の減額分に相当する金額と同一であること等に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するとともに歳入歳出外現金の支出命令書を作成し、契約保証金払出請求書を添付して、会計管理者に提出するものとし、契約保証金等受払簿（契約保証金）に必要事項を記載するものとする。
- (3) 会計管理者は、契約保証金を払い出す。
- (4) 契約担当職員は、契約保証金払出請求書の写しを工事請負契約書とともに綴っておくものとする。

- 3 銀行等の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 契約担当職員は、保証金額の減額変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保証契約内容変更承認書（第5号様式）を交付し、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に保つ範囲で減額する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。
  - (2) 契約担当職員は、請負者から前号の変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上受理し、契約保証金等受払簿（銀行等保証書）に必要事項を記載するものとする。
    - ア 名宛人が発注者であること。
    - イ 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。
    - ウ 保証金額を変更する旨の記載があること。
    - エ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
    - オ 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。
  - (3) 契約担当職員は、第1号の変更契約書を適正な方法により保管し、当該変更契約書の写しを工事請負契約書とともに綴っておくものとする。
- 4 保証事業会社の保証についての取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 契約担当職員は、保証金額の減額変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保証契約内容変更承認書を交付し、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に保つ範囲で減額する旨の保証事業会社が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。
  - (2) 契約担当職員は、請負者から前号の変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。
    - ア 名宛人が発注者であること。
    - イ 保証人が、保証証書に記載された保証事業会社であり、電磁的方法による提出の場合を除き、押印があること。
    - ウ 保証金額を変更する旨の記載があること。
    - エ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
    - オ 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。
  - (3) 契約担当職員は、第1号の変更契約書（電磁的方法による場合は、変更契約を証する電磁的記録又はその出力書面）を工事請負契約書とともに綴り、又は

保管しておくものとする。

5 公共工事履行保証証券についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、保証金額の減額変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保証契約内容変更承認書を交付し、保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保つ範囲で減額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

(2) 契約担当職員は、請負者から前号の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。

ア 債権者が発注者であること。

イ 保証人の記名押印があること。ただし、電磁的方法による場合を除く。

ウ 債務者が請負者であること。

エ 異動を承認する旨の記載があること。

オ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

カ 減額後の保証金額が変更後の請負代金額の10分の1以上であること。

(3) 契約担当職員は、第1号の異動承認書を工事請負契約書とともに綴り、又は保管しておくものとする。

(工期の延長時の取扱い)

第8条 契約担当職員は、工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、請負者に対し、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更させるものとする。この場合において、銀行等の保証又は公共工事履行保証証券の保証のいずれかの保証を付している場合は、契約担当職員は、保証手続に必要な書類を請負者に交付するものとする。

2 請負者は、必ず保証期間（工期）内に変更手続を行うこととし、保証期間に中断がないように留意するものとする。ただし、保証事業会社の保証の場合は、「覚書」に基づき保証期間が工期の変更に応じて自動的に延長されるため、また、履行保証保険の場合は、保険期間は工事が完了するまで存するため、変更手続を行わなくて差し支えない。

3 銀行等の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

- (2) 契約担当職員は、請負者から前号の変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとし、契約保証金等受払簿（銀行等保証書）に必要事項を記載するものとする。
- ア 名宛人が発注者であること。
  - イ 保証人が保証書に記載された銀行等であり、押印があること。
  - ウ 保証期間を変更する旨の記載があること。
  - エ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
  - オ 変更後の保証期間の終期が変更後の工期の終期以後であること。
  - カ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後 6 箇月以上確保されていること。
- (3) 契約担当職員は、請負契約の変更後、第 1 号の変更契約書を適正な方法により保管し、当該変更契約書の写しを工事請負契約書とともに綴っておくものとする。
- 4 公共工事履行保証証券についての取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 契約担当職員は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- (2) 契約担当職員は、請負者から前号の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。
- ア 債権者が発注者であること。
  - イ 保証人の記名押印があること。ただし、電磁的方法による場合を除く。
  - ウ 債務者が請負者であること。
  - エ 異動を承認する旨の記載があること。
  - オ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
  - カ 異動後の保証期間の終期が変更後の工期の終期以後であること。
- (3) 契約担当職員は、請負契約の変更後、第 1 号の異動承認書を工事請負契約書とともに綴り、又は保管しておくものとする。
- (工期の短縮時の取扱い)

第 9 条 契約担当職員は、工期の短縮を行おうとする場合で、請負者から保証期間について、変更後の工期を含む範囲で短縮を希望する旨の要求があり、特段の事

情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更するものとする。ただし、保証事業会社の保証の場合は、「覚書」に基づき保証期間が工期の変更に応じて自動的に短縮されるため、変更手続を行わなくて差し支えないものとし、履行保証保険の場合は、保険期間の短縮は行われなかったこととなっているため、保険期間の短縮は行わないものとする。

2 銀行等の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、保証期間の短縮変更を行おうとする場合は、請負者に対し、工事請負契約書の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

(2) 契約担当職員は、請負者から前号の変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上受理し、契約保証金等受払簿（銀行等保証書）に必要事項を記載するものとする。

ア 名宛人が発注者であること。

イ 保証人が保証書に記載された銀行等であり、押印があること。

ウ 保証期間を変更する旨の記載があること。

エ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

オ 変更後の保証期間の終期が変更後の工期の終期以後であること。

カ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6箇月以上確保されていること。

(3) 契約担当職員は、第1号の変更契約書を適正な方法により保管し、当該変更契約書の写しを工事請負契約書とともに綴っておくものとする。

3 公共工事履行保証証券についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、保証期間の短縮変更を行おうとする場合は、請負者に対し、工事請負契約書の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

(2) 契約担当職員は、請負者から前号の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。

ア 債権者が発注者であること。

- イ 保証人の記名押印があること。ただし、電磁的方法による場合を除く。
  - ウ 債務者が請負者であること。
  - エ 異動を承認する旨の記載があること。
  - オ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
  - カ 異動後の保証期間の終期が変更後の工期の終期以後であること。
- (3) 契約担当職員は、第1号の異動承認書を工事請負契約書とともに綴り、又は保管しておくものとする。

(履行遅滞時の取扱い)

第10条 契約担当職員は、履行遅滞が生じた場合において、工事約款第51条第5項の規定により損害金を徴収して工期経過後相当の期間内に工事を完成させようとするときは、請負者に対し、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるよう保証期間を延長変更させるものとする。この場合において、銀行等の保証又は公共工事履行保証証券の保証のいずれかの保証を付している場合は、契約担当職員は、保証手続に必要な書類を請負者に交付するものとする。

2 保証事業会社の保証の場合は、「覚書」に基づき保証期間が工期の変更に応じて自動的に延長されるため、また、履行保証保険の場合は、保険期間は工事が完了するまで存するため、変更手続を行わなくて差し支えない。

3 銀行等の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるよう保証期間を延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

(2) 契約担当職員は、請負者から前号の変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとし、契約保証金等受払簿（銀行等保証書）にその旨を記載するものとする。

ア 名宛人が発注者であること。

イ 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。

ウ 保証期間を変更する旨の記載があること。

エ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

オ 変更後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。

カ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6箇月以上確保されていること。

ること。

- (3) 契約担当職員は、請負契約の変更後、第1号の変更契約書を適正な方法により保管し、当該変更契約書の写しを工事請負契約書とともに綴っておくものとする。

4 公共工事履行保証証券についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 契約担当職員は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるよう保証期間を延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- (2) 契約担当職員は、請負者から前号の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。
- ア 債権者が発注者であること。
  - イ 保証人の記名押印があること。ただし、電磁的方法による場合を除く。
  - ウ 債務者が請負者であること。
  - エ 異動を承認する旨の記載があること。
  - オ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
  - カ 異動後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。
- (3) 契約担当職員は、請負契約の変更後、第1号の異動承認書を工事請負契約書とともに綴り、又は保管しておくものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の蒲郡市工事請負契約保証事務取扱要領の規定による第1号様式、第3号様式及び第4号様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年12月25日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の蒲郡市工事請負契約保証事務取扱要領の規定による第3号様式及び第4号様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要領は、令和8年3月23日から施行する。